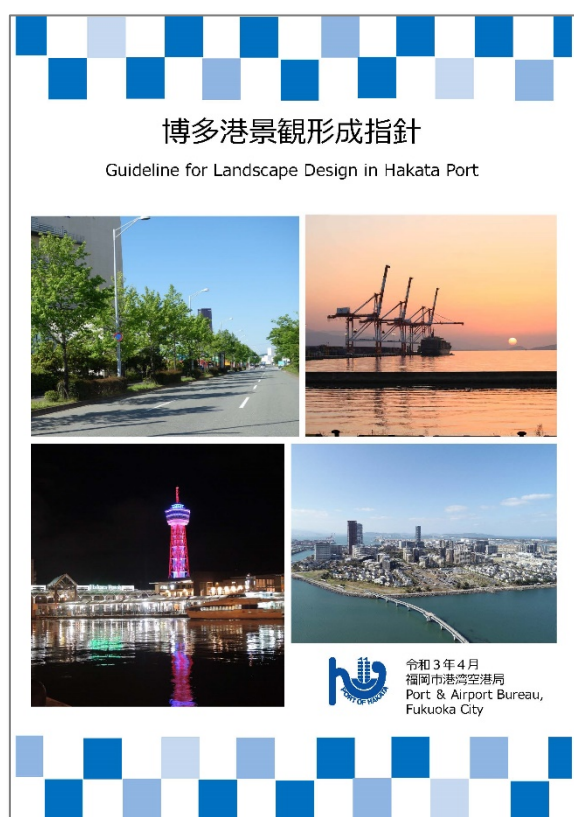


博多港景観形成指針の運用の手引き



令和3年4月1日

福岡市 港湾空港局

【目次】

1. 本手引きの目的	1
2. 具体的な事務手続き	1
(1) 届出が必要な工事	1
(2) 届出の除外	3
(3) 手続きの流れ	5
(4) 提出書類	6
3. 配慮事項の解説	9
(1) 博多港全体で配慮いただきたいこと	9
(2) 中央ふ頭・博多ふ頭で配慮いただきたいこと	14
4. 届出様式・記載例	26
(1) 届出様式	26
(2) 記載例	46

1. 本手引きの目的

福岡市港湾空港局では、博多港において良好な景観を形成していくため、「博多港景観形成指針」（以下、「指針」という。）を平成２７年８月に策定し、同年１０月から運用を開始しています。

景観づくりは、事業者の皆様と行政が、一体的・持続的に取り組んでいくことが必要であるため、これまで事業者の皆様にも「指針」の趣旨にご理解・ご協力いただきながら、良好な景観形成に努めてきたところです。

本手引きは、これまで「指針」を運用してきた中で、事業者の皆様方からいただいた疑問点等を踏まえ、届出様式・手順や、「指針」で定めた配慮事項についての具体的な考え方などを、分かりやすく解説するために策定したものです。

2. 具体的な手続き

指針の対象エリア内で建築物の新築等を行う際には、「指針」に基づく配慮事項等を確認していただき、港湾空港局へ協議・相談していただくなど計画段階から景観への配慮をお願いいたします。

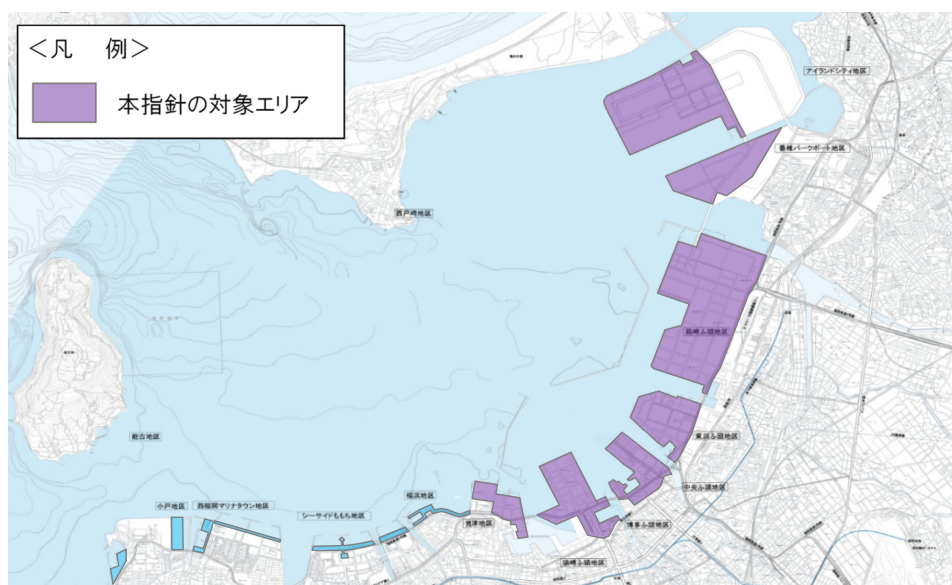
また、配慮事項の内容を確認するため、対象となる工事については、着手前に届出の提出をお願いいたします。

(1) 届出の対象範囲

i) 対象エリア

「指針」の対象エリアは、「指針」P3～P4に示す通り、「福岡市景観計画」における“港湾ゾーン”，具体的には博多港臨港地区（小戸地区，小戸ヨットハーバー地区を除く）とします。

※ただし、アイランドシティ地区と香椎パークポート地区の港湾関連用地では、『アイランドシティ港湾関連用地・香椎パークポート景観形成ガイドライン』を遵守してください



ii) 届出対象施設

「指針」では、全ての建築物や工作物のほか、道路・緑地や港湾施設などの公共施設も対象としています。

これらの施設のうち、**届出が必要な施設**は、「指針」において配慮事項を定めている下記の施設とします。

届出が必要な施設

種 別	対象施設の例
① 道路	道路本体以外にも、景観に影響を及ぼす附属施設や占用物件を含みます。
② 緑地等 (水辺・回遊空間) 【中央ふ頭・博多ふ頭のみ】	植栽、遊歩道、広場、照明灯、サイン、電線類 等 〔緑地内の建築物は、下記の建築物として届出を提出してください。〕
③ 建築物	上屋、倉庫、旅客ターミナル、事務所、店舗、展示場、ホテル 等 〔建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物を指します。〕
④ 工作物	門、塀、柵、煙突、電波塔、照明塔、高架橋、橋りょう、護岸、岸壁、ごみ置き場、ガントリークレーン、アンローダー 等 〔ただし、建築物の付帯施設として建設する場合は、建築物の届出とは別に提出する必要はありません。〕

※港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち、第12～14号の移動施設は、届出対象施設に含みません。

iii) 対象工事

上記施設に関して、下記に示す工事については、原則として**届出をお願いします**。

届出が必要な工事の種類

種 別	対象工事の種類
① 道路、緑地等	新設工事、改良工事、附属物工事、占用物件工事 等
② 建築物、工作物	新築工事、増築工事、改築工事、移転工事、外観を変更する修繕又は模様替、外観の色彩の変更 等

ただし、上記工事のうち外観の変更を伴わず、景観への影響が極めて少ない工事は除きます。【(2) iii) 参照】

(2) 届出の除外

i) 「指針」とは別に、景観に関する法令等に基づく手続きが必要な工事

届出の対象となる工事のうち、下記の場合については、「指針」とは別に手続きを行うため、「指針」に基づく港湾空港局計画課への届出は不要です。

① 景観法の届出の対象となる場合

福岡市都市景観条例に定める一定規模を超える建築行為等を行う場合は、景観法第16条に基づき住宅都市局都市景観室への届出が必要です。

この場合、景観法の届出とは別に「指針」に基づく届出の提出は不要です。

(参考) 景観法の届出が必要な行為・規模(港湾ゾーン)

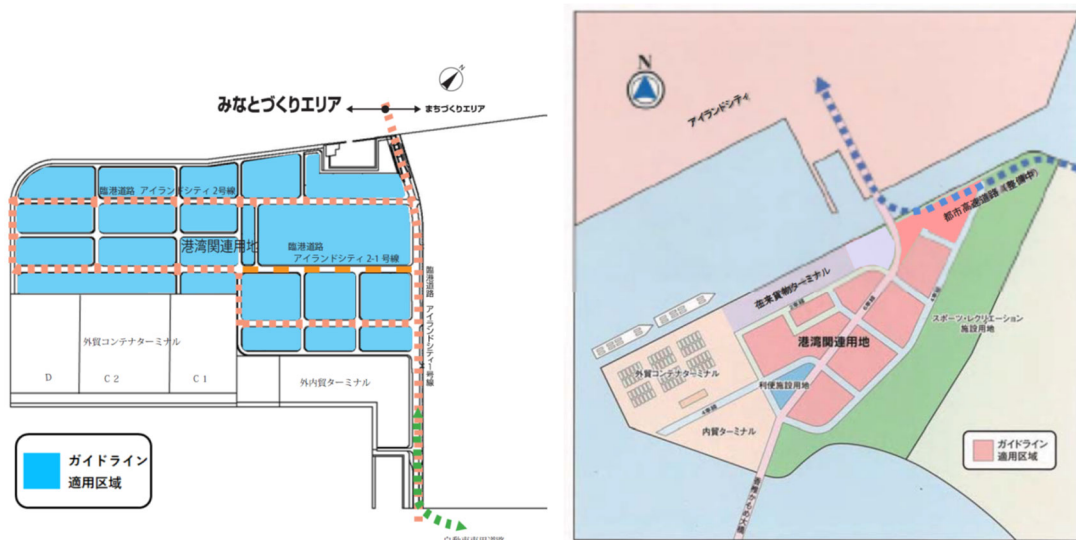
建築物：高さが31mを超え、又は延べ面積が10,000㎡を超えるもの

工作物：高さが31mを超えるもの。ただし工作物のうち、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するものについては、幅員が10mを超え、又は長さが30mを超えるもの

② アイランドシティ地区、香椎パークポート地区の港湾関連用地の場合

アイランドシティ地区と香椎パークポート地区の港湾関連用地では、『アイランドシティ港湾関連用地・香椎パークポート景観形成ガイドライン』に基づき、港湾空港局計画調整課へ所定の手続きを行ってください。

この場合、ガイドラインの手続きとは別に「指針」に基づく届出の提出は不要です。



「アイランドシティ港湾関連用地・香椎パークポート景観形成ガイドライン」の適用区域

ii) 景観に配慮された上位計画に従って実施する工事

○ アイランドシティ地区みなとづくりエリアにおける道路工事

アイランドシティ地区みなとづくりエリアの臨港道路整備については、『アイランドシティデザインガイドライン』に基づき整備を行うことから、「指針」に基づく届出の提出は不要です。

iii) 景観への影響が極めて少ない工事

対象施設、対象工事であっても、下記の事例に示すような景観への影響が極めて少ない工事については、「指針」に基づく届出を省略できるものとします。

景観への影響が極めて少ない工事例

種 別	工事例
① 道路，緑地等	・現状復旧を行う維持補修工事 ・改良工事であって、舗装や側溝等のみを扱い、景観への影響が極めて少ない工事 ・枯損した樹木を撤去または復旧する工事 ・中央ふ頭・博多ふ頭以外において、道路付属物（照明灯、横断防止柵等）工事で標準仕様の製品を使用する場合 ・他法令等により色彩等の基準があるもの（視覚障害者誘導ブロック等）
② 建築物，工作物	・資材倉庫や警備ボックス等を、本体建物背後などの外部から見えない場所に増築する工事 ・現状復旧を行う修繕工事 ・敷地内に仮設（概ね1年以内）の現場事務所、テント、休憩所等を設置する工事

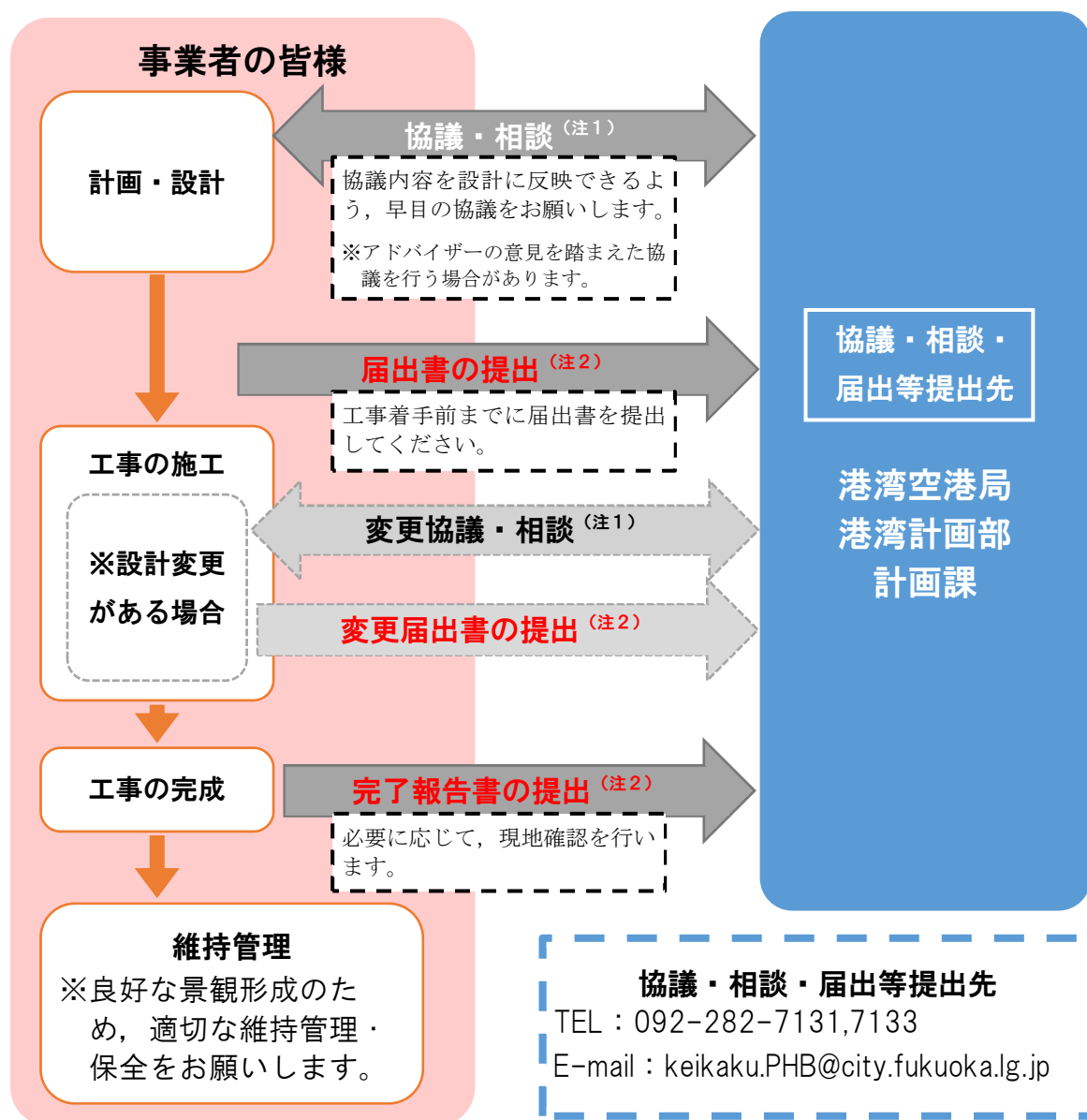
ただし、協議・相談は全ての工事について受け付けております。届出が必要か判断に迷う場合は、事前にご相談ください。

(3) 手続きの流れ

「指針」に基づいた良好な景観を形成するために、計画・設計段階から港湾空港局計画課に協議、相談を行い、工事着手前に届出書を提出してください。

工事施工中に外観の変更を伴う設計変更を行う際には、当初と同様に港湾空港局計画課に協議、相談を行い、変更届出書を提出してください。

また、工事完了後は、完了報告書を提出してください。



(注1) 協議・相談は、電話や電子メールでも受け付けます。

(注2) 届出等の提出は、電子メールでも受け付けます。(署名、押印は不要)

※ 電子メールは受信容量に限りがありますので、添付ファイルが多い場合は電話でご相談ください。

※ 道路工事等で分離・分割発注する場合は、発注工事毎に届出書を提出する必要はありません。提出方法に不明点がある場合は、事前にご相談ください。

(4) 提出書類

届出書には、下記の書類を添付してください。

なお、図面等については、建築確認申請や工事の発注書類など既存資料を活用していただいて構いません。

i) 道路

①工事着手時

- ・道路の（変更）届出書（別紙届出様式 1-1 または 1-2）
- ・添付書類

種 類	備 考
① 位置図	・目印となる道路、鉄道、河川等を記載してください。
② 平面図	・施工範囲が分かるよう着色等により明示してください。 ・植栽がある場合は、配置、種類、高さ等を記載してください。
③ 標準横断面図	・歩道、車道等の各幅員を記載してください。
④ 構造図	・植樹柵を設置する場合は、構造図（根鉢、暗渠排水等）を添付してください。 ----- 【中央ふ頭・博多ふ頭のみ】 ・道路照明、サイン等の構造物がある場合は、構造図を添付してください。 ・色彩がわかるよう図に明示してください。 ・図面ではわかりにくい場合は、写真、カタログ等を添付してください。
⑤ 現況写真	・施工範囲全体の状況がわかる写真を添付してください。

②工事完了時

- ・完了報告書（別紙完了様式）
- ・添付書類

種 類	備 考
① 完成写真	・施工範囲全体の状況がわかる写真を添付してください。 ----- 【中央ふ頭・博多ふ頭のみ】 ・道路照明灯を設置する場合は、点灯状態を確認できる夜間の写真を添付してください。

ii) 緑地等（水辺・回遊空間）【中央ふ頭・博多ふ頭のみ】

①工事着手時

- ・緑地等（水辺・回遊空間）の（変更）届出書（別紙届出様式2）
- ・添付書類

種 類	備 考
① 位置図	・目印となる道路，鉄道，河川等を記載してください。
② 平面図	・施工範囲が分かるよう着色等により明示してください。 ・植栽がある場合は，配置，種類，高さ等を記載してください。
③ 横断図	・歩行空間等のスペースがわかるよう明示してください。
④ 構造図	・植樹柵を設置する場合は，構造図（根鉢，暗渠排水等）を添付してください。 ・照明灯，サイン等の構造物がある場合は，構造図を添付してください。 ・色彩がわかるよう図に明示してください。 ・図面ではわかりにくい場合は，写真，カタログ等を添付してください。
⑤ 現況写真	・施工範囲全体の状況がわかる写真を添付してください。

②工事完了時

- ・完了報告書（別紙完了様式）
- ・添付書類

種 類	備 考
① 完成写真	・施工範囲全体の状況がわかる写真を添付してください。 ・照明灯を設置する場合は，点灯状態を確認できる夜間の写真を添付してください。

iii) 建築物, 工作物

①工事着手時

- ・建築物・工作物の（変更）届出書（別紙届出様式 3-1 または 3-2）
- ・添付書類

種 類	備 考
① 位置図	・ 目印となる道路, 鉄道, 河川等を記載してください。
② 配置図・外構 平面図	・ 敷地範囲が分かるよう, 敷地境界線を記載してください。 ・ 樹木等（地被類, 張芝等を含む）を植栽する場合は, 種類, 高さ, 本数等を記載してください。
③ 本体の平面図, 立面図（正面図 及び側面図）	・ 外壁及び屋根の仕上げ材量及び色彩を記載してください。 ・ 広告物がある場合は, 位置及び形状寸法を明示してください。
④ 色彩計画	・ 完成後の色彩イメージがわかるパース等を添付してください。 ・ パースを作成していない場合は, 材料のカタログや色見本等を添付してください。
⑤ 現況写真	・ 施工範囲全体の状況がわかる写真を添付してください。 ・ 周辺の建築物の状況がわかるように撮影してください。

②工事完了時

- ・完了報告書（別紙完了様式）
- ・添付書類

種 類	備 考
① 完成写真	・ 建築物, 工作物の全方位の状況がわかる写真を添付してください。 ・ 外構工事がある場合は, 敷地全体の写真を添付してください。
	【中央ふ頭・博多ふ頭のみ】 ・ ライトアップやイルミネーション等の照明設備を設置する場合は, 点灯状態を確認できる夜間の写真を添付してください。

3. 配慮事項の解説

「指針」では、P23～44 に景観形成の実現に向けて配慮いただきたいことをまとめています。

ここでは、配慮事項について、事業者の皆様方が実際に施設を計画，設計する際の具体的な考え方について解説します。

(1) 博多港全体で配慮いただきたいこと

i) 道路

【配慮事項①：高木】

1 樹種

- ・維持管理のしやすさを考慮し、周辺に潤いや四季感を与える樹種の選定に努める。
- ・潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。

※ 巻末に樹種候補を掲載していますので参考にしてください。

2 配置

- ・「福岡市都市緑化マニュアル」を基本に、使用する樹種や民有地の緑化状況なども踏まえ、緑の連続性を感じるよう、可能な限り等間隔での植栽に努める。
- ・「福岡市街路樹整備指針」に基づき、照明灯や標識からの離隔を確保するとともに、視認性の確保に努める。

3 植樹桝

- ・「福岡市街路樹整備指針」に基づき、十分な生育環境を確保するとともに、臨海部の特性を踏まえて、土壌改良などによる生育環境の向上に努める。

道路
(共通事項)
「指針」P24

【解説】

- 「指針」P15 に示す、主要な臨港道路では、上記配慮事項を踏まえ、積極的に高木の植栽に努めてください。
- 主要な臨港道路以外の区画道路等についても、歩道の有効幅員や生育環境、維持管理等を勘案し、可能な限り高木の植栽を検討してください。
- 道路改良工事等に伴い、やむを得ず高木を撤去する場合は、他の植樹桝等に移植するなど、地区全体での緑化の維持に努めてください。
- 「周辺に潤いや四季感を与える樹種」とは、葉の色が明るく、季節によって花が咲く樹種を指します。 (例) シマトネリコ

【配慮事項②：低木・地被類】

1 樹種

- ・ 1年を通して緑を提供できることや維持管理のしやすさを考慮し、周辺に彩りや明るさ、花が咲くといった四季感などのプラス要素を与える樹種の選定に努める。
- ・ 潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。

※ 巻末に樹種候補を掲載していますので参考にしてください。

2 配置

- ・ 高木の間隔を埋めるような配置に努める。
- ・ 「福岡市街路樹整備指針」に基づき、視認性の確保に努める。

3 植樹帯

- ・ 土壌改良などによる生育環境の向上に努める。
- ・ 舗装面より立ち上げて植栽を見えやすくするなど、緑化効果を高める工夫に努める。

例)



道路
(共通事項)
「指針」P25

【解説】

- ▶ 低木・地被類については、維持管理のしやすさを優先し、道路管理者と協議のうえ、植栽を検討してください。

ii) 建築物・工作物

【配慮事項①：配置】

1 壁面後退

- ・ 建築物等は、前面道路境界からの壁面後退に配慮する。

建築物・工作物
(共通事項)
「指針」P28

【解説】

- ▶ 建築物等は、壁面後退により、道路沿道に広がりを持たせ開放感のある景観を形成するよう努めてください。
- ▶ 壁面後退の具体的な数値基準は設けておりませんが、『アイランドシティ港湾関連用地・香椎パークポート景観形成ガイドライン』に示されている5m程度を参考にしてください。

【配慮事項②：形態・意匠】

- 1 建築物等の上部・屋根
 - ・ 本体やまちなみと調和のとれた形態となるように配慮する。
 - ・ 勾配屋根の場合には、屋根が視界に入るため、勾配に配慮する。
- 2 外壁
 - ・ 外壁は、清潔感が保てるよう、素材や形態の工夫に配慮する。
- 3 色彩
 - ・ 建築物の外壁・屋根などに使用する色彩は「福岡市景観計画」で示されている色彩基準の範囲内で、周辺環境と調和するよう配慮する。

＜「福岡市景観計画」で示されている色彩基準＞

区分	色相	明度	彩度
建築物	全ての有彩色	—	6 以下
	無彩色	—	—
工作物	全ての有彩色	—	3 以下
	無彩色	—	—

日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性によるマンセル値

- ・ また、建築物等の海から見える部分に使用する色彩は背後に見える自然との調和に、道路から見える部分に使用する色彩は周辺に明るさや活気を与える色彩となるよう配慮する。

（海から見える景観のイメージ）

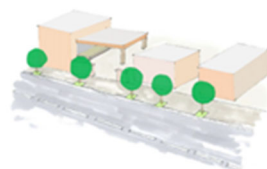


○ 自然と調和しているイメージ

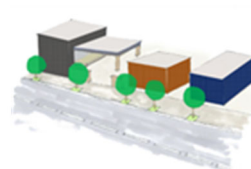


× 自然と調和しないイメージ

（道路から見える景観のイメージ）



○ 明るさを与えるイメージ



× 圧迫感を感じさせるイメージ

【解説】

- ▶ 屋根については、海や道路からなるべく視界に入らないよう、できるだけ緩やかな勾配としてください。
- ▶ 壁面の大きな倉庫等の色彩は、単色だと変化に欠け威圧感を与える場合があるため、塗分けやライン等により変化をつけることを検討してください。
- ▶ 色彩基準のマンセル値を超えるコーポレートカラー等については、『福岡市景観計画』を参考に、以下の数値を目標としてください。
 - ・ 各面の見付面積の 10%以内の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合。

建築物・工作物
（共通事項）
「指針」P28

【配慮事項③：屋外階段、付属設備・付属施設】

- ・屋外階段や、付属設備（室外空調機や受水槽、配管・ダクト等）、付属施設（倉庫やゴミ置き場等）は、可能な限り前面の道路から見えない場所に設けるよう配慮する。
- ・やむを得ず見える場所に設置する場合は、建築物等と調和するような形態・色彩の工夫や、緑化等による修景に配慮する。

例)

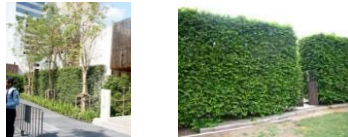


建築物・工作物
(共通事項)
「指針」P29

【配慮事項④：外構】

- ・敷地内のオープンスペースや建築物等の前面のほか、建築物等の屋上や壁面の緑化に配慮する。
- ・門、柵、塀は可能な限り設置しないよう配慮する。やむを得ず設置する場合は、高さを抑え、生垣や緑化等による修景や、色彩などの意匠が周辺や建築物本体と調和するよう配慮する。

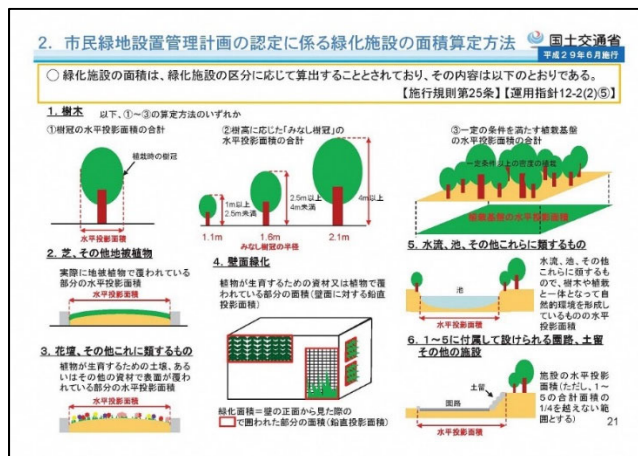
例)



建築物・工作物
(共通事項)
「指針」P29

【解説】

- 緑化についての具体的な数値基準は設けておりませんが、『アイランドシティ港湾関連用地・香椎パークポート景観形成ガイドライン』を参考に、以下の数値を目標としてください。
 - ・主として屋内（事務所等）を利用するもの：敷地面積の10%以上
 - ・主として屋外（ヤード等）を利用するもの：敷地面積の5%以上
- 緑化面積の算定方法は、「都市緑地法」の考え方を準用してください。



(参考) 都市緑地法改正のポイント (<http://www.mlit.go.jp/common/001239615.pdf>)

- 十分な緑化スペースの確保が困難な場合は、なるべく道路側に植栽を配置するなど、外部からの景観に配慮した効果的な配置を検討してください。

【配慮事項⑤：屋外広告物】

- ・敷地内の建築物やオープンスペースに設置する広告・看板等については、屋外広告物条例の規定を遵守するとともに、必要最小限とし、景観の阻害要因とならないよう、位置や色彩等に配慮し、建築物本体との調和に配慮する。
- ・また、屋上広告物を掲出する場合には、掲出する位置について、まとまりがあるよう配慮する。

※屋外広告物については、一部を除き、事前に住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室への申請手続きが必要となりますので、「屋外広告物の手引き」をご確認ください。

建築物・工作物
(共通事項)
「指針」P29

【解説】

➤ 屋外広告物についての詳細は都市景観室のHPも参照してください。

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikan/okugaikoukokubutsu/adver.html>

(2) 中央ふ頭・博多ふ頭で配慮いただきたいこと

i) 道路

【配慮事項①：高木】

1 樹種

- ・歩車道境界に植栽する高木は、風格を感じる樹冠を形成する樹種の選定に努める。
- ・歩行空間内に高木を植栽する場合は、適度な光を通し、明るさや開放感が確保できるような樹種の選定に努める。
- ・潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。

※ 巻末に樹種候補を掲載していますので参考にしてください。

2 配置

- ・「福岡市街路樹整備指針」に基づき、照明灯や標識からの離隔を確保するとともに、視認性の確保に努める。
- ・「福岡市都市緑化マニュアル」を基本に、歩行空間内に高木を植栽する場合は、移動しやすく快適な歩行空間が確保できるよう、適度な間隔を保つなど、植栽位置・間隔に配慮する。

3 植樹桝

- ・「福岡市街路樹整備指針」に基づき、十分な生育環境を確保するとともに、十分な土壌改良等により、豊かな緑の形成に必要な生育環境の整備に努める。
- ・必要に応じてツリーサークルを設置するなど、ゆとりのある歩行空間の確保に努める。

道路
(中央・博多ふ頭)
「指針」P32

【解説】

- 中央ふ頭・博多ふ頭地区の臨港道路では、おもてなしの観点から、上記配慮事項を踏まえ、積極的に高木の植栽に努めてください。
- 「風格を感じる樹冠を形成する樹種」とは、広がりを感じるとともに量感のある樹形を形成する樹種を指します。(例) スダジイ、タブノキ等
- 道路改良工事等に伴い、やむを得ず高木を撤去する場合は、他の植樹桝等に移植するなど、地区全体での緑化の維持に努めてください。

【配慮事項②：低木・地被類】

1 樹種

- ・年を通して緑を提供できることや維持管理のしやすさに配慮し、周辺に彩りや明るさ、花が咲くといった四季感などのプラス要素を与える樹種の選定に努める。
- ・潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。

※ 巻末に樹種候補を掲載していますので参考にしてください。

2 配置

- ・高木の間隔を埋めるような配置に努める。
- ・福岡市街路樹整備指針」に基づき、視認性の確保に努める。

3 植樹帯

- ・土壌改良などによる生育環境の向上に努める。
- ・舗装面より立ち上げて植栽を見えやすくするなど、緑化効果を高める工夫に努める。

道路
(中央・博多ふ頭)
「指針」P32

【解説】

- 中央ふ頭・博多ふ頭地区の臨港道路では、おもてなしの観点から、上記配慮事項を踏まえ、積極的に低木・地被類の植栽に努めてください。
- 道路改良工事等に伴い、やむを得ず低木を撤去する場合は、他の植樹帯等に移植するなど、地区全体での緑化の維持に努めてください。

【配慮事項③：道路照明・サイン等】

- ・道路照明、信号機、道路標識などは、周辺環境と調和し、質の高いデザインとするよう努める。
- ・サインなどの案内看板は、機能性が確保できる範囲で、可能な限り集約に努める。

例)



道路
(中央・博多ふ頭)
「指針」P33

【解説】

- 「質の高いデザイン」とは、溶融亜鉛メッキやアルミ製の標準品ではなく、指定色塗装を施したデザインポールなど、憩いと賑わいを演出するとともに周辺の景観と調和の取れたデザインを指します。

【配慮事項④：歩道】

- ・ イベント開催時でも円滑に移動できるようなゆとりのある空間確保や、安全性・快適性の向上に努める。

道路
(中央・博多ふ頭)
「指針」P33

【配慮事項⑤：演出】

- ・ 夜間の賑わいや安全性、防犯にも配慮しつつ、沿道の建築物の照明計画なども踏まえて、必要に応じて歩道照明などの設置に努める。
- ・ 照明を設置する場合は、バナーの掲出が可能な構造とするよう努め、おもてなしや賑わいの演出に配慮する。

例)



道路
(中央・博多ふ頭)
「指針」P33

【解説】

➤ 道路照明灯については、「福岡市道路照明灯整備基準」も参考にしてください。

http://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/doroi/ji/hp/fukuoka_city_doroshomeito_seibikijun.html

【配慮事項⑥：電線類】

- ・ 電線類は、地中化の他、軒下配線など、目立たないよう工夫に努める。
- ・ 分電盤などの陸上施設は、歩行空間を阻害しないよう、植樹帯などの中に収めるとともに、周辺環境との調和に努める。

例)



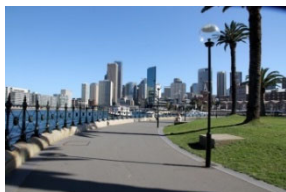
道路
(中央・博多ふ頭)
「指針」P33

ii) 緑地等（水辺・回遊空間）

【配慮事項①：空間構成】

- 円滑に移動できるような歩行空間の確保に努める。
- 様々なイベントの開催の舞台としても活用できるよう、機能的なオープンスペースを確保するよう努める。
- 水辺を開放するとともに、水辺へのアクセス性を確保し、開放的で親水性の高い空間形成に努める。

例)



緑地等
(中央・博多ふ頭)
「指針」P36

【解説】

- 「水辺へのアクセス性の確保」については、道路から水辺空間へ至る通路等の動線を人々が通行しやすくするとともに、サイン等により誘導を行うなど、多くの人々が水辺を楽しめるような工夫を検討してください。
- 「開放的で親水性の高い空間形成」については、壁面後退等により可能な限りオープンスペースを生み出すとともに、水際にフェンス等を設置する場合は、水面が見通せる製品を選定するなど、水に親しむことができる空間の形成を検討してください。

【配慮事項②：高木】

1 樹種

- ・「福岡市都市緑化マニュアル」に基づき、居心地のよい緑陰が創出できるよう、樹種の選定に努める。
- ・歩行空間内に高木を植栽する場合は、適度な光を通し、明るさや開放感が確保できるような樹種の選定に努める。
- ・潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。

※ 巻末に樹種候補を掲載していますので参考にしてください。

2 配置

- ・「福岡市都市緑化マニュアル」に基づき、居心地のよい緑陰を創出しつつ、水辺への見通しや開放感が確保できるよう、配置の工夫に努める。
- ・歩行空間内に高木を植栽する場合は、移動しやすく快適な歩行空間及び見通しが確保できるよう、適度な間隔を保つなど、配置の工夫に努める。

例)



3 植樹柵

- ・歩行空間などで植樹柵を設ける場合は、「福岡市都市緑化マニュアル」に基づく規格を満たすとともに、十分な土壌改良などにより、豊かな緑の形成に必要な生育環境の整備に努める。
- ・ツリーサークルを設置するなど、ゆとりのある歩行空間の確保に努める。

例)



緑地等
(中央・博多ふ頭)
「指針」P36

【解説】

➤改良工事等に伴い、やむを得ず高木を撤去する場合は、緑地内に移植するなど、緑地全体での緑化の維持に努めてください。

【配慮事項③：低木・地被類】

1 樹種

- ・ 1年を通して緑を提供できることや維持管理のしやすさに配慮し、周辺に彩りや明るさ、花が咲くといった四季感などのプラス要素を与える樹種の選定に努める。
- ・ 潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。

※ 巻末に樹種候補を掲載していますので参考にしてください。

2 配置

- ・ 高木やベンチの周辺などの滞留スペースを中心に植栽し、居心地のよい空間創出に努める。

例)



3 植樹帯

- ・ 土壌改良などによる生育環境の向上に努める。

緑地等
(中央・博多ふ頭)
「指針」P37

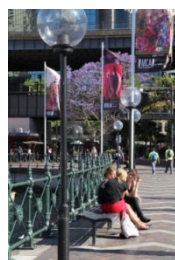
【解説】

▶ 改良工事等に伴い、やむを得ず低木・地被類を撤去する場合は、緑地内に移植するなど、緑地全体での緑化の維持に努めてください。

【配慮事項④：照明・サイン等】

- ・ 照明、サインなどは、周辺環境と調和しつつ、質の高いデザインとするよう努める。
- ・ サインなどの案内看板は、機能性が確保できる範囲で、可能な限り集約に努める。

例)



緑地等
(中央・博多ふ頭)
「指針」P37

【解説】

▶ 「質の高いデザイン」とは、溶融亜鉛メッキやアルミ製の標準品ではなく、指定色塗装を施したデザインポールなど、憩いと賑わいを演出するとともに周辺の景観と調和の取れたデザインを指します。

【配慮事項⑤：演出】

- 夜間の賑わいや安全性、防犯にも配慮し、沿道の建築物の照明計画なども踏まえて、必要に応じて歩道照明などの設置に努める。
- 照明を設置する場合は、バナーの掲出が可能な構造とするよう努め、おもてなしや賑わいの演出に配慮する。

緑地等
(中央・博多ふ頭)
「指針」P38

【配慮事項⑥：電線類】

- 電線類は、地中化の他、軒下配線など、目立たないよう工夫に努める。
- 分電盤などの陸上施設は、歩行空間を阻害しないよう、植樹帯などの中に収めるとともに、周辺環境との調和に努める。

緑地等
(中央・博多ふ頭)
「指針」P38

iii) 建築物・工作物

【配慮事項①：配置・規模】

1 水辺への見通し・開放感の確保

- ・ 建築物等は、水辺への見通しや、開放感について配慮する。

例)



2 パブリックスペースの創出

- ・ 歩道や緑地などの水辺・回遊空間に面する部分は、公共空間と一体となった良好なパブリックスペースの創出に配慮する。

例)



建築物・工作物
(中央・博多ふ頭)
「指針」P40

【解説】

- 「水辺への見通し，開放感の確保」については，なるべく陸側から水面が見通せるよう壁面の位置を揃えるなど建物の配置を工夫するとともに，水辺に近い建物は低層となるようデザインするなど，水際空間をなるべく大きく確保する工夫を検討してください。

【配慮事項②：形態・意匠】

1 デザイン

- ・特に視線の集まる建築物等は、地区のシンボルとなるようなデザインに配慮する。

例)



2 外壁

- ・外壁は、清潔感が保てるよう、素材や形態の工夫に配慮する。

3 歩行者デッキ等

- ・歩行者デッキ等は、周辺の建築物等と調和するとともに、形状、素材、色彩などにより、周辺空間にリズムやアクセントを生む工夫に配慮する。
- ・デッキ下の空間についても、圧迫感を感じさせないように、柱等の形状や色彩について、配慮する。

例)



建築物・工作物
(中央・博多ふ頭)
「指針」P41

【解説】

- 「地区のシンボルとなるようなデザイン」については、規模（大きさ・高さ）、デザイン、色彩などについて、他の建築物とは一線を画すような工夫を凝らすことで、シンボル性の演出を検討してください。
- 「歩行者デッキ」については、屋根・欄干が単調なデザインにならないよう工夫するとともに、出入口や交差点部などポイントとなる箇所はデザイン性に富んだ意匠とするなど、おもてなしや賑わいの演出を図ることを検討してください。

4 色彩

- ・建築物の外壁・屋根などに使用する色彩は「福岡市景観計画」で示されている色彩基準の範囲内で、周辺環境と調和するよう配慮する。

＜「福岡市景観計画」で示されている色彩基準＞

区分	色相	明度	彩度
建築物	全ての有彩色	—	6 以下
	無彩色	—	—
工作物	全ての有彩色	—	3 以下
	無彩色	—	—

日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性によるマンセル値

- ・海から見える建築物等は、周辺環境を考慮した上で、おもてなしを感じる色彩となるよう配慮する。
- ・地区のシンボルとなるような建築物等については、デザインと合わせ、シンボル性のある色彩となるよう、配慮する。

5 演出

- ・建築物の低層部を中心に、草花や照明を用いた演出など賑わいやおもてなしを感じ、周辺に連続性・一体感を生む表情づくりに配慮する。

例)



建築物・工作物
(中央・博多ふ頭)
「指針」P42

【解説】

- ▶ 「おもてなしを感じる色彩」については、色彩基準の範囲内で、暖色系の色を用いることにより温かみを感じさせる色彩などを検討してください。
- ▶ 色彩基準のマンセル値を超えるコーポレートカラー等については、『福岡市景観計画』を参考に、以下の数値を目標としてください。
 - ・各面の見付面積の 10%以内の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合。

【配慮事項③：屋外階段、付属設備・付属施設】

- ・屋外階段や、付属設備（室外空調機や受水槽、配管・ダクト等）、付属施設（倉庫やゴミ置き場等）は、可能な限り前面の道路から見えない場所に設けるよう配慮する。
- ・やむを得ず見える場所に設置する場合は、建築物等と調和するような形態・色彩の工夫や、緑化等による修景に配慮する。
- ・敷地内の電線類は、目立たないよう、配慮する。

例)



建築物・工作物
(中央・博多ふ頭)
「指針」P43

【配慮事項④：外構】

- 敷地内のオープンスペースや建築物等の前面等のほか、建築物等の屋上や壁面の緑化に配慮する。
- パブリックスペースでは、公共空間と調和を図りつつ、ベンチや緑などによる居心地のよい空間創出に配慮する。
- 門、柵、塀は可能な限り設置しないよう配慮する。設置する場合は、高さを抑え、生垣や緑化等による修景や、色彩などの意匠が周辺や建築物本体と調和するように配慮する。

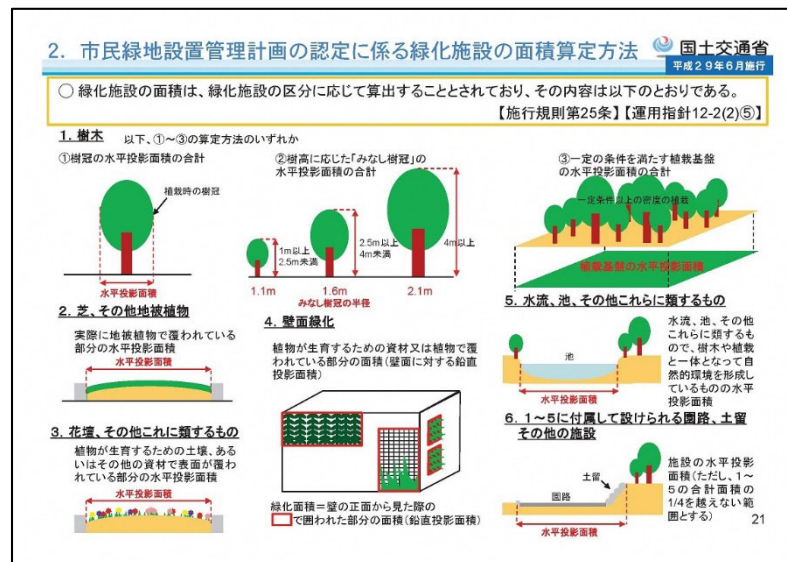
例)



建築物・工作物
(中央・博多ふ頭)
「指針」P43

【解説】

- ▶ 緑化についての具体的な数値基準は設けておりませんが、『アイランドシティ港湾関連用地・香椎パークポート景観形成ガイドライン』を参考に、以下の数値を目標としてください。
 - ・主として屋内（事務所等）を利用するもの：敷地面積の10%以上
 - ・主として屋外（ヤード等）を利用するもの：敷地面積の5%以上
- ▶ 緑化面積の算定方法は、「都市緑地法」の考え方を準用してください。



(参考) 都市緑地法改正のポイント (<http://www.mlit.go.jp/common/001239615.pdf>)

- ▶ 十分な緑化スペースの確保が困難な場合は、なるべく道路側に植栽を配置するなど、外部からの景観に配慮した効果的な配置を検討してください。

【配慮事項⑤：夜間景観】

- ・ 周辺空間との調和を図りつつ、ライトアップやイルミネーションなどにより、周辺に賑わいをもたらす魅力的な夜景の演出に配慮する。
- ・ 特に、水辺周辺の建築物等は、水辺への映り込みを意識した照明計画による魅力づくりに配慮する。

例)



建築物・工作物
(中央・博多ふ頭)
「指針」P44

【配慮事項⑥：屋外広告物】

- ・ 敷地内の建築物やオープンスペースに設置する広告・看板等については、屋外広告物条例の規定を遵守するとともに、必要最小限とし、景観の阻害要因とならないよう、位置や色彩等に配慮し、建築物本体との調和に配慮する。
- ・ また、屋上広告物を掲出する場合には、掲出する位置について、まとまりのあるよう、配慮する。
- ・ 屋上広告物の配置・向きについては、クルーズ船等からの見え方に配慮する。

※ 屋外広告物については、一部を除き、事前に住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室への申請手続きが必要となりますので、「屋外広告物の手引き」をご確認ください。

建築物・工作物
(中央・博多ふ頭)
「指針」P44

【解説】

➤ 屋外広告物についての詳細は都市景観室のHPも参照してください。

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikan/okugaikoukokubutsu/adver.html>

4. 届出様式・記載例

(1) 届出様式

i) 道路

- ・ 共通事項 → 届出様式 1 - 1
- ・ 中央ふ頭・博多ふ頭 → 届出様式 1 - 2

ii) 緑地等（水辺・回遊空間）

- ・ 中央ふ頭・博多ふ頭 → 届出様式 2

iii) 建築物・工作物

- ・ 共通事項 → 届出様式 3 - 1
- ・ 中央ふ頭・博多ふ頭 → 届出様式 3 - 2

iv) 工事完了報告書

- ・ すべて共通 → 完了様式

(あて先) 福岡市長

届	出	者		所		在		地
				会		社		名
				代	表	者	氏	名

代 理 人 会 社 名
担 当 者

(Tel.)

工 事 場 所	福岡市 区		
路 線 名			
工 事 の 種 類	☐ 車道 ☐ 歩道 ☐ 道路付属物 ☐ 道路占用物	☐ 新設 ☐ 改良 ☐ 維持補修 ☐ 付属物のみの工事 ☐ 占用物件工事 ☐ その他 ()	
工 事 名 称 等			
工 事 期 間	着手予定 令和 年 月 日～ 完了予定 令和 年 月 日		
設 計 者	会 社 名 所 在 地		
工 事 施 工 者	会 社 名 所 在 地		
工 事 概 要			

- (注) 1 既に届け出た事項の変更を届け出る場合は、(変更)に○を付けてください。
2 届出者は、事業主(福岡市発注工事の場合は発注課)を記載してください。
3 代理人は、実際に協議・相談に来られる方を記載してください。
4 該当する□の中にレ印を付けてください。

27

景観への配慮状況（道路：共通事項）

配慮事項等			配慮状況	内容・事由
配慮事項①： 高木	1 樹種	維持管理のしやすさを考慮し、周辺に潤いや四季感を与える樹種の選定に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	2 配置	「福岡市都市緑化マニュアル」を基本に、使用する樹種や民有地の緑化状況なども踏まえ、緑の連続性を感じるよう、可能な限り等間隔での植栽に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		「福岡市街路樹整備指針」に基づき、照明灯や標識からの離隔を確保するとともに、視認性の確保に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	3 植樹樹	「福岡市街路樹整備指針」に基づき、十分な生育環境を確保するとともに、臨海部の特性を踏まえて、土壌改良などによる生育環境の向上に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
配慮事項②： 低木・地被類	1 樹種	1年を通して緑を提供できることや維持管理のしやすさを考慮し、周辺に彩りや明るさ、花が咲くといった四季感などのプラス要素を与える樹種の選定に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	

（注） 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 内容・事由欄には、具体的に配慮した内容や、配慮できない理由等を記載してください。

配慮事項等			配慮状況	内容・事由
配慮事項②： 低木・地被類	2 配置	高木の間隔を埋めるような配置に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		「福岡市街路樹整備指針」に基づき、視認性の確保に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	3 植樹帯	土壌改良などによる生育環境の向上に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		舗装面より立ち上げて植栽を見えやすくするなど、緑化効果を高める工夫に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	

(注) 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 内容・事由欄には、具体的に配慮した内容や、配慮できない理由等を記載してください。

「博多港景観形成指針」の対象区域内における 道路の(変更)届出書(中央・博多ふ頭)

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

届出者所在地
会社名
代表者氏名

代理人会社名
担当者

(TEL)

次のとおり届け出ます。

工事場所	福岡市 区		
路線名			
工事の種類	☐ 車道 ☐ 歩道 ☐ 道路附属物 ☐ 道路占用物	☐ 新設 ☐ 改良 ☐ 維持補修 ☐ 附属物のみの工事 ☐ 占用物件工事 ☐ その他 ()	
工事名称等			
工事期間	着手予定 令和 年 月 日～ 完了予定 令和 年 月 日		
設計者	会社名 所在地		
工事施工者	会社名 所在地		
工事概要			

- (注) 1 既に届け出た事項の変更を届け出る場合は、(変更)に○を付けてください。
 2 届出者は、事業主(福岡市発注工事の場合は発注課)を記載してください。
 3 代理人は、実際に協議・相談に来られる方を記載してください。
 4 該当する□の中にレ印を付けてください。

受付印	課長	係長	担当	備考

景観への配慮状況（道路：中央・博多ふ頭）

配慮事項等			配慮状況	内容・事由
配慮事項①： 高木	1 樹種	歩車道境界に植栽する高木は、風格を感じる樹冠を形成する樹種の選定に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		歩行空間内に高木を植栽する場合は、適度な光を通し、明るさや開放感が確保できるような樹種の選定に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	2 配置	「福岡市街路樹整備指針」に基づき、照明灯や標識からの離隔を確保するとともに、視認性の確保に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		「福岡市都市緑化マニュアル」を基本に、歩行空間内に高木を植栽する場合は、移動しやすく快適な歩行空間が確保できるよう、適度な間隔を保つなど、植栽位置・間隔に配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	3 植樹樹	「福岡市街路樹整備指針」に基づき、十分な生育環境を確保するとともに、十分な土壌改良等により、豊かな緑の形成に必要な生育環境の整備に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		必要に応じてツリーサークルを設置するなど、ゆとりのある歩行空間の確保に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	

（注） 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 内容・事由欄には、具体的に配慮した内容や、配慮できない理由等を記載してください。

配慮事項等			配慮状況	内容・事由
配慮事項②： 低木・地被類	1 樹種	1年を通して緑を提供できることや維持管理のしやすさに配慮し、周辺に彩りや明るさ、花が咲くといった四季感などのプラス要素を与える樹種の選定に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	2 配置	高木の間隔を埋めるような配置に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		「福岡市街路樹整備指針」に基づき、視認性の確保に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	3 植樹帯	土壌改良などによる生育環境の向上に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		舗装面より立ち上げて植栽を見えやすくするなど、緑化効果を高める工夫に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
配慮事項③： 道路照明・サイン等	道路照明、信号機、道路標識などは、周辺環境と調和し、質の高いデザインとするよう努める。		☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	サインなどの案内看板は、機能性が確保できる範囲で、可能な限り集約に努める。		☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	

(注) 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 内容・事由欄には、具体的に配慮した内容や、配慮できない理由等を記載してください。

配慮事項等		配慮状況	内容・事由
配慮事項④： 歩道	イベント開催時でも円滑に移動できるようなゆとりのある空間確保や，安全性・快適性の向上に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
配慮事項⑤： 演出	夜間の賑わいや安全性，防犯にも配慮しつつ，沿道の建築物の照明計画なども踏まえて，必要に応じて歩道照明などの設置に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	照明を設置する場合は，バナーの掲出が可能な構造とするよう努め，おもてなしや賑わいの演出に配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
配慮事項⑥： 電線類	電線類は，地中化の他，軒下配線など，目立たないよう工夫に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	分電盤などの陸上施設は，歩行空間を阻害しないよう，植樹帯などの中に収めるとともに，周辺環境との調和に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	

(注) 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 内容・事由欄には，具体的に配慮した内容や，配慮できない理由等を記載してください。

(あて先) 福岡市長

代 理 人 会 社 名
担 当 者

次のとおり届け出ます。

工 事 場 所	福岡市 区
緑 地 等 名 称	
工 事 の 種 類	☐ 新設 ☐ 改良 ☐ 維持補修 ☐ 付帯施設のみの工事 ☐ 占用物件工事 ☐ その他（ ）
工 事 名 称 等	
工 事 期 間	着手予定 令和 年 月 日～ 完了予定 令和 年 月 日
設 計 者	会 社 名 所 在 地
工 事 施 工 者	会 社 名 所 在 地
工 事 概 要	

- (注) 1 既に届け出た事項の変更を届け出る場合は、(変更)に○を付けてください。
2 届出者は、事業主(福岡市発注工事の場合は発注課)を記載してください。
3 代理人は、実際に協議・相談に来られる方を記載してください。
4 該当する□の中にレ印を付けてください。

受 付 印	課 長	係 長	担 当	備考

景観への配慮状況（緑地等（水辺・回遊空間）：中央・博多ふ頭）

配慮事項等		配慮状況	内容・事由
配慮事項①： 空間構成	円滑に移動できるような歩行空間の確保に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	様々なイベントの開催の舞台としても活用できるよう、機能的なオープンスペースを確保するよう努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	水辺を開放するとともに、水辺へのアクセス性を確保し、開放的で親水性の高い空間形成に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
配慮事項②： 高木	1 樹種	「福岡市都市緑化マニュアル」に基づき、居心地のよい緑陰が創出できるよう、樹種の選定に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし
		歩行空間内に高木を植栽する場合は、適度な光を通し、明るさや開放感が確保できるような樹種の選定に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし
		潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし
	2 配置	「福岡市都市緑化マニュアル」に基づき、居心地のよい緑陰が創出しつつ、水辺への見通しや開放感が確保できるよう、樹種の選定に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし

（注） 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 内容・事由欄には、具体的に配慮した内容や、配慮できない理由等を記載してください。

配慮事項等			配慮状況	内容・事由
配慮事項②： 高木	2 配置	歩行空間内に高木を植栽する場合は、移動しやすく快適な歩行空間及び見通しが確保できるよう、適度な間隔を保つなど、配置の工夫に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	3 植樹柵	歩行空間などで植樹柵を設ける場合は、「福岡市都市緑化マニュアル」に基づく規格を満たすとともに、十分な土壌改良等により、豊かな緑の形成に必要な生育環境の整備に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		ツリーサークルを設置するなど、ゆとりのある歩行空間の確保に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
配慮事項③： 低木・地被類	1 樹種	1年を通して緑を提供できることや維持管理のしやすさに配慮し、周辺に彩りや明るさ、花が咲くといった四季感などのプラス要素を与える樹種の選定に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	2 配置	高木やベンチの周辺などの滞留スペースを中心に植栽し、居心地のよい空間創出に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	3 植樹帯	土壌改良などによる生育環境の向上に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	

(注) 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 内容・事由欄には、具体的に配慮した内容や、配慮できない理由等を記載してください。

配慮事項等		配慮状況	内容・事由
配慮事項④： 道路照明・サイン等	照明，サインなどは，周辺環境と調和しつつ，質の高いデザインとするよう努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	サインなどの案内看板は，機能性が確保できる範囲で，可能な限り集約に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
配慮事項⑤： 演出	夜間の賑わいや安全性，防犯にも配慮し，沿道の建築物の照明計画なども踏まえて，必要に応じて歩道照明などの設置に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	照明を設置する場合は，バナーの掲出が可能な構造とするよう努め，おもてなしや賑わいの演出に配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
配慮事項⑥： 電線類	電線類は，地中化の他，軒下配線など，目立たないよう工夫に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	分電盤などの陸上施設は，歩行空間を阻害しないよう，植樹帯などの中に収めるとともに，周辺環境との調和に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	

(注) 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 内容・事由欄には，具体的に配慮した内容や，配慮できない理由等を記載してください。

景観への配慮状況（建築物・工作物：共通事項）

配慮事項等			配慮状況	内容・事由
配慮事項①： 配置	1 壁面後退	前面道路境界からの壁面後退に配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
配慮事項②： 形態・意匠	1 建築物等の 上部・屋根	本体やまちなみと調和のとれた形態となるように配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		勾配屋根の場合には、屋根が視界に入るため、勾配に配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	2 外壁	外壁は、清潔感が保てるよう、素材や形態の工夫に配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	3 色彩	外壁・屋根などに使用する色彩は「福岡市景観計画」で示されている色彩基準の範囲内で、周辺環境と調和するよう配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		海から見える部分に使用する色彩は背後に見える自然との調和に、道路から見える部分に使用する色彩は周辺に明るさや活気を与える色彩となるよう配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
配慮事項③： 屋外階段、付 属設備・付属 施設	屋外階段や、附属設備（室外空調機や受水槽、配管・ダクト等）、附属施設（倉庫やゴミ置き場等）は、可能な限り前面の道路から見えない場所に設けるよう配慮する。		☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	やむを得ず見える場所に設置する場合は、建築物等と調和するような形態・色彩の工夫や、緑化等による修景に配慮する。		☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	

（注） 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 内容・事由欄には、具体的に配慮した内容や、配慮できない理由等を記載してください。

配慮事項等		配慮状況	内容・事由
配慮事項④： 外構	敷地内のオープンスペースや建築物等の前面のほか，建築物等の屋上や壁面の緑化にも配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	門，柵，塀は可能な限り設置しないよう配慮する。やむを得ず設置する場合は，高さを抑え，生垣や緑化等による修景や，色彩などの意匠が周辺や建築物本体と調和するよう配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
配慮事項⑤： 屋外広告物※	敷地内の建築物やオープンスペースに設置する広告・看板等については，屋外広告物条例の規定を遵守するとともに，必要最小限とし，景観の阻害要因とならないよう，位置や色彩等に配慮し，建築物本体との調和に配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	屋上広告物を掲出する場合には，掲出する位置について，まとまりがあるよう配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	

(注) 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 内容・事由欄には，具体的に配慮した内容や，配慮できない理由等を記載してください。

※ 屋外広告物については，一部を除き，事前に住宅都市局都市景観室への申請手続きが必要となりますので，「屋外広告物の手引き」をご確認ください。

景観への配慮状況（建築物・工作物：中央・博多ふ頭）

配慮事項等			配慮状況	内容・事由
配慮事項①： 配置・規模	1 水辺への 見通し・開 放感の確保	建築物等は，水辺への見通 しや，開放感について配慮 する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	2 パブリッ クスペース の創出	歩道や緑地などの水辺・回 遊空間に面する部分は，公 共空間と一体となった良好 なパブリックスペースの創 出に配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
配慮事項②： 形態・意匠	1 デザイン	特に視線の集まる建築物等 は，地区のシンボルとなる ようなデザインに配慮す る。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	2 外壁	外壁は，清潔感が保てるよ う，素材や形態の工夫に配 慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	3 歩行者 デッキ等	歩行者デッキ等は，周辺の 建築物等と調和するととも に，形状，素材，色彩など により，周辺空間にリズム やアクセントを生む工夫に 配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		デッキ下の空間について も，圧迫感を感じさせない よう，柱等の形状や色彩に ついて，配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	

（注） 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 内容・事由欄には，具体的に配慮した内容や，配慮できない理由等を記載してください。

配慮事項等			配慮状況	内容・事由
配慮事項②： 形態・意匠	4 色彩	外壁・屋根などに使用する色彩は「福岡市景観計画」で示されている色彩基準の範囲内で、周辺環境と調和するよう配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		海から見える部分に使用する色彩は背後に見える自然との調和に、道路から見える部分に使用する色彩は周辺に明るさや活気を与える色彩となるよう配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
		地区のシンボルとなるような建築物等については、デザインと合わせ、シンボル性のある色彩となるよう、配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	5 演出	建築物の低層部を中心に、草花や照明を用いた演出など賑わいやおもてなしを感じ、周辺に連続性・一体感を生む表情づくりに配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
配慮事項③： 屋外階段、付 属設備・付 属施設	屋外階段や、付属設備（室外空調機や受水槽、配管・ダクト等）、付属施設（倉庫やゴミ置き場等）は、可能な限り前面の道路から見えない場所に設けるよう配慮する。		☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	やむを得ず見える場所に設置する場合は、建築物等と調和するような形態・色彩の工夫や、緑化等による修景に配慮する。		☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	敷地内の電線類は、目立たないよう、配慮する。		☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	

(注) 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 内容・事由欄には、具体的に配慮した内容や、配慮できない理由等を記載してください。

配慮事項等		配慮状況	内容・事由
配慮事項④： 外構	敷地内のオープンスペースや建築物等の前面のほか、建築物等の屋上や壁面の緑化にも配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	門、柵、塀は可能な限り設置しないよう配慮する。やむを得ず設置する場合は、高さを抑え、生垣や緑化等による修景や、色彩などの意匠が周辺や建築物本体と調和するよう配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
配慮事項⑤： 夜間景観	周辺空間との調和を図りつつ、ライトアップやイルミネーションなどにより、周辺に賑わいをもたらす魅力的な夜景の演出に配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	特に、水辺周辺の建築物等は、水辺への映り込みを意識した照明計画による魅力づくりに配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
配慮事項⑥： 屋外広告物※	敷地内の建築物やオープンスペースに設置する広告・看板等については、屋外広告物条例の規定を遵守するとともに、必要最小限とし、景観の阻害要因とならないよう、位置や色彩等に配慮し、建築物本体との調和に配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	屋上広告物を掲出する場合には、掲出する位置について、まとまりのあるよう、配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	
	屋上広告物の配置・向きについては、クルーズ船等からの見え方に配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	

(注) 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 内容・事由欄には、具体的に配慮した内容や、配慮できない理由等を記載してください。

※ 屋外広告物については、一部を除き、事前に住宅都市局都市景観室への申請手続きが必要となりますので、「屋外広告物の手引き」をご確認ください。

「博多港景観形成指針」の対象区域内における
工事完了報告書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

届出者所在地
会社名
代表者氏名

代理人会社名
担当者

(TEL)

次のとおり完了を報告します。

工事場所	福岡市 区
工事名称等	
完了年月日	令和 年 月 日
設計者	会社名 所在地
工事施工者	会社名 所在地

(注) 別途、工事完成時のカラー写真を添付してください。

受付印	課長	係長	担当	備考

(2) 記載例

i) 道路（中央ふ頭・博多ふ頭の例）

(届出様式1-2)

「博多港景観形成指針」の対象区域内における 道路の（変更）届出書（中央・博多ふ頭）

令和 3 年 ▲月 ■日

(あて先) 福岡市長

届出者所在地 福岡市博多区沖浜町12-1
会社名 港湾空港局 港湾建設部 ●●課
代表者氏名 ●●課長 博多 太郎

代理人会社名 港湾空港局 港湾建設部 ●●課
担当者 沖浜 一郎

(TEL 092-282-XXXX)

次のとおり届け出ます。

工事場所	福岡市 博多 区 沖浜町地内		
路線名	臨港道路 中央ふ頭●号線		
工事の種類	☒ 車道 ☒ 歩道 ☒ 道路付属物 ☐ 道路占用物	☐ 新設 ☒ 改良 ☐ 維持補修 ☐ 付属物のみの工事 ☐ 占用物件工事 ☐ その他 ()	
工事名称等	臨港道路 中央ふ頭●号線 道路改良工事		
工事期間	着手予定 令和 2 年 ▲月 ×日～ 完了予定 令和 3 年 ●月 ●日		
設計者	会社名	××コンサルタント株式会社	
	所在地	福岡市中央区天神●丁目●-●	
工事施工者	会社名	凸凹道路株式会社	
	所在地	福岡市東区××●丁目●-●	
工事概要	道路改良工事 L=●●m 歩道舗装 ●●㎡, 車道舗装 ●●㎡ 付帯工（高木植栽 ●本）		

- (注) 1 既に届け出た事項の変更を届け出る場合は、(変更)に○を付けてください。
2 届出者は、事業主（福岡市発注工事の場合は発注課）を記載してください。
3 代理人は、実際に協議・相談に来られる方を記載してください。
4 該当する□の中にレ印を付けてください。

受付印	課長	係長	担当	備考

景観への配慮状況（道路：中央・博多ふ頭）

配慮事項等			配慮状況	内容・事由
配慮事項①： 高木	1 樹種	歩車道境界に植栽する高木は、風格を感じる樹冠を形成する樹種の選定に努める。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	既存の高木(ケヤキ)は枯損箇所が多いため、新たに指針の樹種候補からシマトネリコを選定し植栽を行う。
		歩行空間内に高木を植栽する場合は、適度な光を通し、明るさや開放感が確保できるような樹種の選定に努める。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	指針の樹種候補からシマトネリコを選定した。
		潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	指針の樹種候補から耐潮性の高いシマトネリコを選定した。
	2 配置	「福岡市街路樹整備指針」に基づき、照明灯や標識からの離隔を確保するとともに、視認性の確保に努める。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	「福岡市街路樹整備指針」に基づき、照明灯や標識、交差点から十分な離隔を確保した。
		「福岡市都市緑化マニュアル」を基本に、歩行空間内に高木を植栽する場合は、移動しやすく快適な歩行空間が確保できるよう、適度な間隔を保つなど、植栽位置・間隔に配慮する。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	植栽は適度な間隔を保つ配置とし、特に、MICE関連施設側の歩道幅員は●.●mとし、ゆとりある空間を確保した。
	3 植樹樹	「福岡市街路樹整備指針」に基づき、十分な生育環境を確保するとともに、十分な土壌改良等により、豊かな緑の形成に必要な生育環境の整備に努める。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	土壌改良を実施し、十分な育成環境を整備する。
		必要に応じてツリーサークルを設置するなど、ゆとりのある歩行空間の確保に努める。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	高木の周囲にはツリーサークルを設置し、歩行空間を確保する。

(注) 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 内容・事由欄には、具体的に配慮した内容や、配慮できない理由等を記載してください。

配慮事項等			配慮状況	内容・事由
配慮事項②： 低木・地被類	1 樹種	1年を通して緑を提供できることや維持管理のしやすさに配慮し、周辺に彩りや明るさ、花が咲くといった四季感などのプラス要素を与える樹種の選定に努める。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	低木は冬に開花する既存のカンツバキをそのまま活用する。
		潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	低木は耐張性に強い既存のカンツバキを活用する。
	2 配置	高木の間隔を埋めるような配置に努める。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	低木は既存(カンツバキ)をそのまま活用する。 一部、出入口や交差点の支障となる低木は撤去し、ふ頭内に移植する。
		「福岡市街路樹整備指針」に基づき、視認性の確保に努める。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	交差点、出入口付近の低木を一部撤去、移植することとし、視認性を確保する。
	3 植樹帯	土壌改良などによる生育環境の向上に努める。	☐ 配慮済 ☒ 未配慮 ☐ 該当なし	既存の植樹帯を活用するため、土壌改良は行わない。
		舗装面より立ち上げて植栽を見えやすくするなど、緑化効果を高める工夫に努める。	☐ 配慮済 ☒ 未配慮 ☐ 該当なし	既存の植樹帯を活用するため、舗装面と同一の高さとした。
配慮事項③： 道路照明・サイン等	道路照明、信号機、道路標識などは、周辺環境と調和し、質の高いデザインとするよう努める。		☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☒ 該当なし	別途工事
	サインなどの案内看板は、機能性が確保できる範囲で、可能な限り集約に努める。		☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☒ 該当なし	サイン類は配置しない

(注) 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 内容・事由欄には、具体的に配慮した内容や、配慮できない理由等を記載してください。

配慮事項等		配慮状況	内容・事由
配慮事項④： 歩道	イベント開催時でも円滑に移動できるようなゆとりのある空間確保や、安全性・快適性の向上に努める。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	MICE関連施設側の歩道幅員は●.●mとし、ゆとりある空間を確保した。
配慮事項⑤： 演出	夜間の賑わいや安全性、防犯にも配慮しつつ、沿道の建築物の照明計画なども踏まえて、必要に応じて歩道照明などの設置に努める。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☒ 該当なし	別途工事
	照明を設置する場合は、バナーの掲出が可能な構造とするよう努め、おもてなしや賑わいの演出に配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☒ 該当なし	別途工事
配慮事項⑥： 電線類	電線類は、地中化の他、軒下配線など、目立たないよう工夫に努める。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	電気、通信線は単独地中化済。信号、照明用の電線管路は当工事で地中に配管を行う。
	分電盤などの陸上施設は、歩行空間を阻害しないよう、植樹帯などの中に収めるとともに、周辺環境との調和に努める。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	照明灯用の分電盤、電力用の地上機器は、植栽帯の中に配置する。

(注) 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 内容・事由欄には、具体的に配慮した内容や、配慮できない理由等を記載してください。

ii) 建築物（中央ふ頭・博多ふ頭以外の例）

（届出様式3-1）

「博多港景観形成指針」の対象区域内における
建築物・工作物の（変更）届出書（共通事項）

令和 3 年 ▲ 月 ■ 日

（あて先）福岡市長

届出者所在地 東京都港区●●●●●●●●
会社名 ××倉庫株式会社
代表者氏名 代表取締役 ■■ ■■

代理人会社名 ▼▼建築事務所
担当者 ◆◆ ◆◆
(TEL 092-×××-××××)

次のとおり届け出ます。

建築物等の場所 (所在地)	福岡市 東 区 箱崎ふ頭●丁目●●			
建築物等の種類	☒ 建築物 ☐ 工作物	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更する修繕又は模様替 ☐ 外観の色彩の変更		
工事名称等 (建築物等の名称)	××倉庫(株)箱崎ふ頭営業所 新築工事			
建築物の期間	着手予定 令和 2 年 ▲ 月 × 日～ 完了予定 令和 3 年 ● 月 ● 日			
設計者	会社名 ▼▼建築事務所 所在地 福岡市中央区天神●丁目●-●			
工事施工者	会社名 未定 所在地			
建築物等の概要	用途	倉庫業を営む倉庫	構造	鉄骨造(一部造)
	階数	地上 3 階 地下 階	敷地面積	5,000.00 m ²
		届出部分	既存部分	合 計
	建築面積	3,000.00 m ²	— m ²	3,000.00 m ²
	延べ面積	9,000.00 m ²	— m ²	9,000.00 m ²
	最高高さ	24.000 m	— m	

- (注) 1 既に届け出た事項の変更を届け出る場合は、(変更)に○を付けてください。
 2 届出者は、建築主（福岡市発注工事の場合は発注課）を記載してください。
 3 代理人は、実際に協議・相談に来られる方を記載してください。
 4 該当する□の中にレ印を付けてください。
 5 建築物等の概要は、必要に応じ該当する箇所を記入してください。

受付印	課長	係長	担当	備考

景観への配慮状況（建築物・工作物：共通事項）

配慮事項等			配慮状況	内容・事由
配慮事項①： 配置	1 壁面後退	前面道路境界からの壁面後退に配慮する。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	道路側には駐車場を配置し、建築物本体は、前面道路より5 m 以上後退した配置とした。
配慮事項②： 形態・意匠	1 建築物等の 上部・屋根	本体やまちなみと調和のとれた形態となるように配慮する。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	建物はシンプルな箱型の形状とし、周辺の建物との調和に配慮した。
		勾配屋根の場合には、屋根が視界に入るため、勾配に配慮する。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	屋根勾配は3/100と緩やかにし、景観に配慮した。
	2 外壁	外壁は、清潔感が保てるよう、素材や形態の工夫に配慮する。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	外壁材はサイディングとし、汚れにくい素材を採用して清潔感を保てるよう配慮した。
	3 色彩	外壁・屋根などに使用する色彩は「福岡市景観計画」で示されている色彩基準の範囲内で、周辺環境と調和するよう配慮する。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	外壁はクリーム色とし、周辺との調和に配慮した。(マンセル値：2.5Y9/1.5) なお、建物上部にコーポレートカラーの青色(5PB3/8)のラインを配置したが、見付面積の10%以内とした。
		海から見える部分に使用する色彩は背後に見える自然との調和に、道路から見える部分に使用する色彩は周辺に明るさや活気を与える色彩となるよう配慮する。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	道路から見える外壁はクリーム色を基調とし、明るさや活気を与える色彩となるよう配慮した。
配慮事項③： 屋外階段、付 属設備・付属 施設	屋外階段や、付属設備(室外空調機や受水槽、配管・ダクト等)、付属施設(倉庫やゴミ置き場等)は、可能な限り前面の道路から見えない場所に設けるよう配慮する。		☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	屋外階段、室外空調機等は、前面道路からは見えない建物裏手に配置した。
	やむを得ず見える場所に設置する場合は、建築物等と調和するような形態・色彩の工夫や、緑化等による修景に配慮する。		☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☒ 該当なし	

（注） 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 内容・事由欄には、具体的に配慮した内容や、配慮できない理由等を記載してください。

配慮事項等		配慮状況	内容・事由
配慮事項④： 外構	敷地内のオープンスペースや建築物等の前面のほか、建築物等の屋上や壁面の緑化にも配慮する。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	道路側に植栽を配置した。 なお、緑化率は約２％であるが、前面道路の敷地境界に集中的に配置することで道路側からの景観に配慮した。
	門、柵、塀は可能な限り設置しないよう配慮する。やむを得ず設置する場合は、高さを抑え、生垣や緑化等による修景や、色彩などの意匠が周辺や建築物本体と調和するよう配慮する。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	防犯上、道路側の敷地境界にフェンスを設置するが、高さを１．５ｍ程度に抑えけるとともに、植栽と一体的に配置することで周囲からの景観に配慮した。
配慮事項⑤： 屋外広告物※	敷地内の建築物やオープンスペースに設置する広告・看板等については、屋外広告物条例の規定を遵守するとともに、必要最小限とし、景観の阻害要因とならないよう、位置や色彩等に配慮し、建築物本体との調和に配慮する。	☒ 配慮済 ☐ 未配慮 ☐ 該当なし	建物壁面の看板は、屋外広告物条例を遵守し、必要最小限となるよう配慮した。
	屋上広告物を掲出する場合には、掲出する位置について、まとまりがあるよう配慮する。	☐ 配慮済 ☐ 未配慮 ☒ 該当なし	

(注) 1 該当する□の中にレ印を付けてください。

2 内容・事由欄には、具体的に配慮した内容や、配慮できない理由等を記載してください。

※ 屋外広告物については、一部を除き、事前に住宅都市局都市景観室への申請手続きが必要となりますので、「屋外広告物の手引き」をご確認ください。

【本手引き及び博多港景観形成指針に関するお問い合わせ】

福岡市 港湾空港局 港湾計画部 計画課

TEL : 092-282-7131,7133

FAX : 092-282-7771

E-mail : keikaku.PHB@city.fukuoka.lg.jp